

# 呉市デートDV防止啓発講師派遣事業

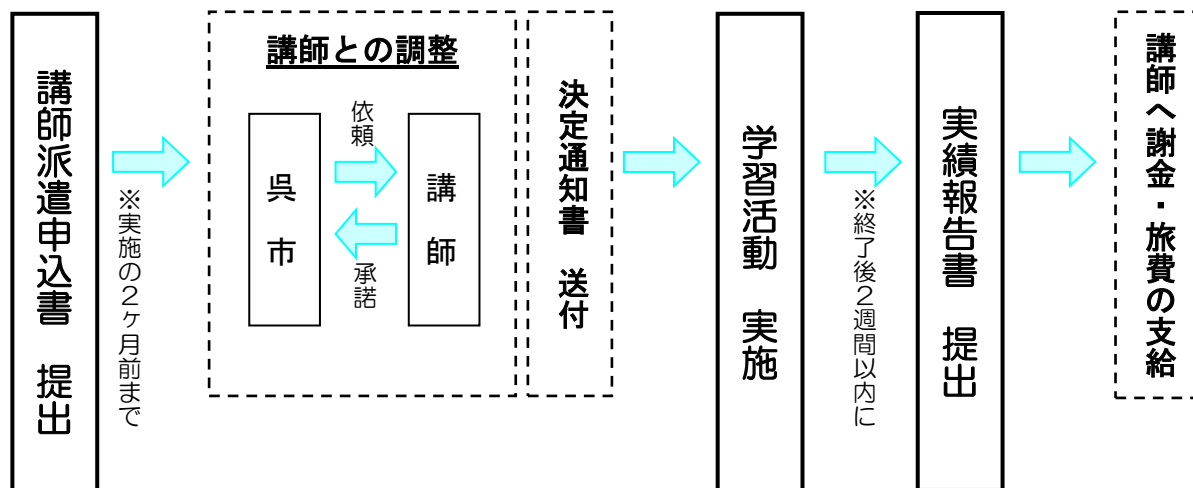
## 募集要項

中学校，高等学校，大学等が，交際相手からのDV（デートDV）への理解の促進と予防啓発のために開催する学習活動に，呉市が，知識や経験等を有する者を講師として派遣し，講師へ謝金等を支給します。

### 1 講師派遣の対象となる学習活動

- (1) デートDVに関する正しい理解を促すとともに，デートDVにあったときの対処方法，相談を受けたときの対応方法及び相談機関に関する情報提供等の周知啓発であること。
- (2) 1回の学習活動時間が45分未満でないこと。
- (3) 国または県等の同種の助成事業等との併願をしないこと。

### 2 手続の流れ



※ □で囲んだ部分は申込者が行うこと， [ ]で囲んだ部分は呉市が行うことです。

### 3 申込方法

学習活動をする2ヶ月前までに，郵送または直接，人権・男女共同参画課に講師派遣申込書（様式1）を提出してください。

※申込は随時受け付けておりますが，事業は予算の範囲内で行います。  
このため，できるだけ早い時期に申込をしてください。

## 4 決定通知

派遣する講師の決定後，決定通知書を送付します。

決定通知書送付後，学習活動についての打合せ等については，講師と直接行ってください。

## 5 報告書の提出

学習活動が完了したときは，2週間以内に郵送または直接，人権・男女共同参画課まで，講師派遣事業実績報告書（様式5）を提出してください。

当日の学習資料や，参加者の感想等，事業の内容や効果がわかるものを添付してください。

※講師派遣事業実績報告書提出後，呉市が，講師へ謝金と旅費を支給します。

## 6 その他

申込書等の様式は，人権・男女共同参画課にあります。

なお，呉市男女共同参画のホームページからダウンロードできます。

（呉市ホームページ→暮らし情報→男女共同参画）

## 7 問い合わせ・書類提出先

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市 人権・男女共同参画課

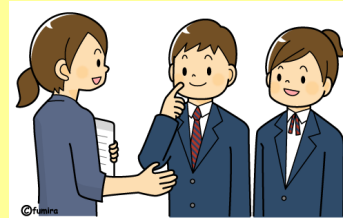
TEL：0823-25-3476

FAX：0823-26-6267

E-mail：zinken@city.kure.lg.jp

### 呉市はDV防止啓発に取り組んでいます

昨今，DV（ドメスティック・バイオレンス）やストーカー行為による殺人や傷害等が増えています。中でも「デートDV」という交際相手からの暴力に関連した犯罪も多くなっています。



男女間における暴力は決して許されるものではなく，DV・デートDVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。「くれ男女共同参画基本計画（第3次）」では，DVの防止対策の推進を重点項目として掲げ，具体的な取組として，あらゆる場面でDV防止のための教育・啓発を行うことにしています。

また，「デートDV」防止については，加害者にも被害者にもさせないために，中・高校生の段階から「人と人とのより良い関係」を学ぶ取組が重要であると考えています。